

問 合 せ 先	中区市民課 (504-2551)
	東区市民課 (568-7708)
	南区市民課 (250-8938)
	西区市民課 (532-0930)
	安佐南区市民課 (831-4928)
	安佐北区市民課 (819-3907)
	安芸区市民課 (821-4908)
	佐伯区市民課 (943-9709)

住民票の写し等の交付手数料の免除

1 支援策の内容

地震の影響により被災された方には、り災証明書等の提示等により住民票の写し等の交付手数料が免除されます。

2 対象者

広島市の住民基本台帳に記録されている者、広島市に本籍を有する者及び被災地の住民基本台帳に記録されている者のうち次に掲げる者（以下「対象者」という。）

- (1) 能登半島地震の被災者であることが、市区町村が発行したりり災証明書により確認できる者
- (2) り災証明書がない場合、区市民課へお問合せください

3 申請者

対象者及びその代理人

4 使用目的

当該災害に伴う生活再建等のために行う各種手続に使用することを目的とするものであり、証明書の必要性がり災証明書、手数料免除の申出書及び請求書の記載内容から確認できること。

5 免除する証明書の種類

- (1) 住民票の写し（除票を含む。）
- (2) 住民票記載事項証明書
- (3) 印鑑登録証明書
- (4) 戸籍全部（個人）事項証明書（除籍を含む。）
- (5) 戸籍の附票の写し（除附票を含む。）
- (6) 身分証明書
- (7) 不在住証明書、不在籍証明書

6 交付通数

手続きのために必要な最小限度の通数